

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	児童手当又は特例給付の支給に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭市は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

千葉県旭市長

公表日

令和5年9月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。 ・受給資格者からの認定請求の受理、審査 ・受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 ・現況の届出の受理、審査 ・各種届出、請求の受理、審査 ・官公署等に対する必要な資料の提供等の求め
③システムの名称	Acrocity福祉総合システム(児童手当)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の第56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の第26、30、87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第19条、第44条 【照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の第74、75の項 別表第二省令第40条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子育て支援課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-8012
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子育て支援課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-8012

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I－5－② 所属長	子育て支援課長 大矢 淳	子育て支援課長 小橋 静枝	事後	
平成29年4月1日	II－1 対象人数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	II－2 取扱者数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	I－5－② 所属長の役職名	子育て支援課長 小橋 静枝	課長	事後	
平成31年4月1日	II－1 対象人数	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II－2 取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II－1 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II－2 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月26日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課 〒289-2595 千葉県旭市二の1920番地 0479-62-5310	総務課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-5310	事後	
令和3年4月26日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	子育て支援課 〒289-2595 千葉県旭市二の1920番地 0479-62-8012	子育て支援課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-8012	事後	
令和3年9月15日	I－4－② 法令上の根拠	【提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の第26、30、87の項 【照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の第74、75の項	【提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の第26、30、87の項 【照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の第74、75の項	事後	
令和4年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-5310	企画政策課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-8090	事後	
令和4年4月1日	II－1 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	II－2 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年9月15日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	企画政策課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-8090	子育て支援課 〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地 0479-62-8012	事後	
令和5年9月15日	II－1 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和5年9月15日	II－2 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	